

## 5 鶴岡市の土砂災害危険箇所数

山形県内には土石流危険溪流が 2,216 箇所、地すべり危険箇所 230 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が 1,325 箇所の合計 3,771 箇所ある。その内、鶴岡市には土石流危険溪流が 477 箇所 (21.5%)、地すべり危険箇所 25 箇所 (10.8%)、急傾斜地崩壊危険箇所が 242 箇所 (18.2%) あり、いずれの危険箇所も県内で最も多い地域となっている。

### ◆土石流危険溪流

(現象)

谷や斜面に貯まった土・砂・石等が、梅雨や台風などの集中豪雨による水と一緒にあって、一気に流れ出してくるのが土石流です。破壊力が大きく速度も速いので、大きな被害をもたらします。(危険箇所としての抽出条件) 下記の①②の条件を全て満たす箇所

- ①1/25,000 地形図で谷形の地形をしており、溪床勾配が 2° (1/20) までを終点とする区域のうち、溪床や山腹の状況調査により、土石流が発生すると判断された溪流
- ②土石流発生危険性があり、1 戸以上の人家 (人家がなくとも官公署・学校・病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設・駅・旅館・発電所等の公共施設のある場所を含む) に被害を生ずるおそれのある溪流

### ◆地すべり危険箇所

(現象)

比較的緩やかな斜面において、地中の粘土層等滑りやすい面が地下水の影響などで動き出す現象を地すべりといいます。一度に広い範囲が動くため、ひとたび発生すると住宅、道路、鉄道、耕地などに大きな被害を及ぼし、川をせき止めて洪水等を引き起こすことがあります。

(危険箇所としての抽出条件) 地すべり面積が 5 h a 以上のもので下記のいずれかに該当する箇所

- ①大量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ②鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③官公署、学校又は病院などの公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④貯水量 30,000 m<sup>3</sup> 以上のため池もしくは関係面積 100 h a 以上の用配水施設又は利用区域面積 500 h a 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤人家 10 戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥農地 10 h a 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの

### ◆急傾斜地崩壊危険箇所

(現象)

地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちるのががけ崩れです。突発的に起こり瞬時に崩れ落ちるので、逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。また、地震をきっかけに起こることもあります。

(危険箇所としての抽出条件) 下記の①②の条件を満たし、被害想定区域に人家があるもの

- ①傾斜度 30° 以上
- ②高さ 5 m 以上

◆土砂災害防止法に基づく県知事の指定区域

上記の危険箇所を基準に「基礎調査」を行い、危険度をさらに詳細に判定し、危険度に応じて、下記区域を県知事が指定します。

- ・土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命身体に危害が生ずるおそれがあると認められた区域

- ・土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

鶴岡市における土砂災害危険箇所数と土砂災害警戒区域等の指定数

地域名	土石流溪流			地すべり			急傾斜地			箇所数計
	箇所数	イエローゾーン	レッドゾーン	箇所数	イエローゾーン	レッドゾーン	箇所数	イエローゾーン	レッドゾーン	
鶴岡	195	155	103	3	1	0	110	147	145	308
藤島	6	9	8	0	—	—	0	2	2	6
羽黒	3	2	2	1	—	—	3	2	2	7
櫛引	7	2	2	1	—	—	1	1	1	9
朝日	68	62	39	8	20	0	46	63	62	122
温海	198	190	79	12	18	0	82	91	87	292
計	477	420	233	25	39	0	242	306	299	744

※ 土砂災害危険箇所数は、平成 15 年県公表による。（平成 25 年度中に見直し予定）

※ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、特別警戒区域（レッドゾーン）は、平成 25 年 3 月末現在県公表による。

◆土砂災害危険箇所の図面

- (1) 山形県土砂災害防止法基礎調査調査箇所位置図

県において①鶴岡・櫛引、②藤島・羽黒、③朝日、④温海の 4 ブロック毎に危険箇所毎の表示番号を入れ、25,000 分の 1 で作成

- (2) 土砂災害危険箇所図

平成 15 年度現在の資料に基づき、庄内総合支庁管内の土砂災害危険箇所図 (1/25,000) を作成し、危険区域内の世帯に配布